京都市上下水道局告示第３７号

京都市指定下水道工事業者規程第７条第１項の規定に基づき京都市指定下水道工事業者の指定を取り消し、同規程第６条ただし書の規定に基づき京都市指定下水道工事業者として指定しましたので、同規程第３１条第１号及び第２号の規定に基づき告示します。

令和８年１０月３０日

京都市公営企業管理者

上下水道局長　吉川　雅則

１　指定取消業者

⑴　廃止届出業者名

京都市左京区下鴨西林町１６番地

イワサキ

代表　岩﨑　哲也

⑵　廃止届出年月日

令和８年１０月６日

２　新規指定業者

⑴　指定業者名

京都市左京区下鴨西林町１６

株式会社　イワサキ

代表取締役　岩﨑　哲也

⑵　指定期間

令和８年１０月３０日から令和１２年3月３１日まで

（上下水道局下水道部管理課）